

保育利用調整基準の一部改正について

1 保育利用調整基準の概要

- ・市町村は、保育施設（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等）の利用について調整を行うこととなっている。
（児童福祉法第24条第3項）
- ・本市では、「八戸市保育利用に関する利用調整基準」に基づき、保護者の保育を必要とする程度を判断し、優先度の高い世帯の児童から利用を内定している。

2 今回の改正理由について

- ・昨年度に改正した基準を適用してきたが、より保育の必要性の高い児童の保育利用が図られるよう、基準の一部を見直したもの。

3 改正内容について

① 優先利用の項目から、「転居による転園」を削除

- ・現行では、転居の距離に関わらず、たとえ近距離の転居でも優先して取り扱う基準となっている。
- ・そのため、転居世帯の児童と比べ、基準点数及び調整点数の合計点数がより高い世帯がいたとしても、転居世帯の転園が優先されている現状がある。
- ・この現状を踏まえ、より保育の必要性が高い世帯の利用を優先すべきであると判断され、また、当該項目を削除した場合であっても、転居世帯の保育の必要性が高ければ当然に優先順位も高くなるため、著しい影響はないものと考えられる。

② 主たる生計者が求職活動の場合において、「申込時点から過去3か月以内」を削除

- ・現行の基準は、より就労の必要性が高い世帯を考慮し、失業等給付の給付日数を参考として期間制限を設けていた。
- ・しかしながら、昨今の雇用状況の厳しさにより、3か月以上求職活動を継続している保護者が多くいる現状を踏まえ、期間制限を撤廃し、主たる生計者の場合はすべて5点とする。

③ 父又は母が不存在の場合において、「別居（住所別）」を「その他類する理由がある場合」に変更

- ・別居であるか否かに関わらず、考慮されるべき事情がある場合に、当該項目を適用する必要があると考えられるため。

④ 保育を必要とする事由の証明書類に不足がある場合、父又は母の基本点数を2点とする

- ・現行では、証明書類の不足がある場合、証明書類を要しない「求職活動」の場合と同じ2点として取り扱っているため、その取り扱いを明記する。

⑤ 「産前産後休暇又は育児休業終了後の復職」の場合の加点は、入園希望日の前後1か月の復職に限り、また、父又は母が求職活動中である場合を除く

- ・当該点数は、より保育が必要な状況にある世帯に加点すべきであり、その世帯とは、当市の「産休・育休明け保育利用予約」の対象となる世帯と同様と考えられるため。

八戸市保育利用に関する利用調整基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">八戸市保育利用に関する利用調整基準</p> <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 略</p> <p>(利用調整) 第3条 略</p> <p>附 則 この基準は、平成27年3月30日から実施し、平成27年3月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> 1 <u>この基準は、平成28年2月9日から施行する。</u> 2 <u>改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以降の保育利用に係る利用調整について適用し、同日前の保育利用に係る利用調整については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">八戸市保育利用に関する利用調整基準</p> <p>(趣旨) 第1条 この基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に定めるもののほか、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）の利用調整に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この基準で定めるもののほか、この基準における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(利用調整) 第3条 市長は、利用調整基準（別表）に基づき利用調整を行うものとする。</p> <p>附 則 この基準は、平成27年3月30日から実施し、平成27年3月1日から適用する。</p>

改正後	改正前																																				
<p>別表 利用調整基準</p> <p>1 保育施設等の利用を希望する児童及び当該児童が属する世帯の状況が次のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認めた場合には、次の各号上位から保育施設等の優先利用を可能とする。</p> <p>(1) 虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合</p> <p>(2) 保育施設等を利用する児童が<u>同一保育施設等</u>の本園又は分園へ転園する場合</p> <p>(3) 地域型保育事業を卒園する児童が連携施設の利用を希望する場合</p> <p>(4) 保育施設等を利用する児童が他市町村へ転出し、引き続き<u>同一保育施設等</u>の委託申込があった場合で、保育を必要とする事由に変更がない場合</p> <p>(5) 利用している保育施設等の事由により、継続して当該保育施設等を利用することができなくなった場合</p> <p>(6) その他上記に類しかつ福祉事務所長が必要と認めた場合</p> <p>2 上記1に該当しない場合は、基準点数及び調整点数の合計点数の高い世帯に属する児童から優先順位を設定し、当該優先順位の高い児童から、利用を希望する順番に保育施設等を割り当てる。</p> <p>(1) 基準点数</p> <p>ア 父母の保育を必要とする事由に応じて基本点数を設定する。</p> <p>イ 父母それぞれの基本点数の合算を基準点数とする。</p> <p>ウ 父母がいない場合は、その他の保護者（以下「養育者」という。）で基本点数を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="170 1123 1093 1442"> <thead> <tr> <th>保育を必要とする事由</th> <th colspan="2">父母（又は養育者）の状況</th> <th>基本点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">就労</td> <td rowspan="6">居宅外労働</td> <td>月140時間以上の就労</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>月120時間以上140時間未満の就労</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>月100時間以上120時間未満の就労</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>月64時間以上100時間未満の就労</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>農業経営者</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>農業協力者</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数	就労	居宅外労働	月140時間以上の就労	8	月120時間以上140時間未満の就労	7	月100時間以上120時間未満の就労	6	月64時間以上100時間未満の就労	5	農業経営者	7	農業協力者	5	<p>別表 利用調整基準</p> <p>1 保育施設等の利用を希望する児童及び当該児童が属する世帯の状況が次のいずれかに該当し、かつ市長が必要と認めた場合には、次の各号上位から保育施設等の優先利用を可能とする。</p> <p>(1) 虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合</p> <p>(2) 保育施設等を利用する児童が同一施設等の本園又は分園へ転園する場合</p> <p>(3) 地域型保育事業を卒園する児童が連携施設の利用を希望する場合</p> <p>(4) <u>転居により保育施設等を利用する児童が他の保育施設等へ転園する場合</u></p> <p>(5) 保育施設等を利用する児童が他市町村へ転出し、引き続き<u>同一施設等</u>の委託申込があった場合で、保育を必要とする事由に変更がない場合</p> <p>(6) 利用している保育施設等の事由により、継続して当該保育施設等を利用することができなくなった場合</p> <p>(7) その他上記に類しかつ福祉事務所長が必要と認めた場合</p> <p>2 上記1に該当しない場合は、基準点数及び調整点数の合計点数の高い世帯に属する児童から優先順位を設定し、当該優先順位の高い児童から、利用を希望する順番に保育施設等を割り当てる。</p> <p>(1) 基準点数</p> <p>ア 父母の保育を必要とする事由に応じて基本点数を設定する。</p> <p>イ 父母それぞれの基本点数の合算を基準点数とする。</p> <p>ウ 父母がいない場合は、その他の保護者（以下「養育者」という。）で基本点数を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1123 2110 1442"> <thead> <tr> <th>保育を必要とする事由</th> <th colspan="2">父母（又は養育者）の状況</th> <th>基本点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">就労</td> <td rowspan="6">居宅外労働</td> <td>月140時間以上の就労</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>月120時間以上140時間未満の就労</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>月100時間以上120時間未満の就労</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>月64時間以上100時間未満の就労</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>農業経営者</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>農業協力者</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数	就労	居宅外労働	月140時間以上の就労	8	月120時間以上140時間未満の就労	7	月100時間以上120時間未満の就労	6	月64時間以上100時間未満の就労	5	農業経営者	7	農業協力者	5
保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数																																		
就労	居宅外労働	月140時間以上の就労	8																																		
		月120時間以上140時間未満の就労	7																																		
		月100時間以上120時間未満の就労	6																																		
		月64時間以上100時間未満の就労	5																																		
		農業経営者	7																																		
		農業協力者	5																																		
保育を必要とする事由	父母（又は養育者）の状況		基本点数																																		
就労	居宅外労働	月140時間以上の就労	8																																		
		月120時間以上140時間未満の就労	7																																		
		月100時間以上120時間未満の就労	6																																		
		月64時間以上100時間未満の就労	5																																		
		農業経営者	7																																		
		農業協力者	5																																		

改正後				改正前							
	居宅内労働（雇用主が親族である場合を除く。）	月120時間以上の就労	7	居宅内労働（雇用主が親族である場合を除く。）	月120時間以上の就労	7	居宅内労働（雇用主が親族である場合を除く。）	月120時間以上の就労	7		
		月64時間以上120時間未満の就労	5		月64時間以上120時間未満の就労	5					
	居宅内労働（雇用主が親族である場合に限る。）	月120時間以上の就労	6	居宅内労働（雇用主が親族である場合に限る。）	月120時間以上の就労	6	居宅内労働（雇用主が親族である場合に限る。）	月120時間以上の就労	6		
		月64時間以上120時間未満の就労	4		月64時間以上120時間未満の就労	4					
出産	出産の前後である		8	出産	出産の前後である		8	出産	出産の前後である		8
疾病・障がい	疾病・けが等	1か月以上の入院	10	疾病・けが等	1か月以上の入院	10	疾病・障がい	1か月以上の入院	10		
		1か月以上の常時臥床又は安静を要すると医師が診断した場合	9		1か月以上の常時臥床又は安静を要すると医師が診断した場合	9					
		上記以外で疾病等により保育が困難と医師が診断した場合	8		上記以外で疾病等により保育が困難と医師が診断した場合	8					
	障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛護手帳A又は療育手帳A	7	障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛護手帳A又は療育手帳A	7	障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛護手帳A又は療育手帳A	7		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、愛護手帳B又は療育手帳B	5		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、愛護手帳B又は療育手帳B	5					
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級	4		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級	4					
介護・看護	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が必要な場合	月140時間以上	8	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が必要な場合	月140時間以上	8	介護・看護	月140時間以上	8		
		月120時間以上140時間未満	7		月120時間以上140時間未満	7					
		月100時間以上120時間未満	6		月100時間以上120時間未満	6					
		月64時間以上100時間未満	5		月64時間以上100時間未満	5					
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		10	災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		10	災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧に当たっている場合		10
求職活動	主として生計を維持していた者が失業し、求職活動（起業準備を含む。）中 の場合		5	求職活動	主として生計を維持していた者が失業し、求職活動（起業準備を含む。）中 の場合 <u>（申込時点から過去3か月以内）</u>		5	求職活動	主として生計を維持していた者が失業し、求職活動（起業準備を含む。）中 の場合		5
	上記以外		2		上記以外	2					
就学・職業訓練	就学・職業訓練（自動車学校については1か月のみ）		5	就学・職業訓練	就学・職業訓練（自動車学校については1か月のみ）		5	就学・職業訓練	就学・職業訓練（自動車学校については1か月のみ）		5
その他	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明（捜索中）、拘禁中、遺棄、調停中（離婚前提）、単身赴任、 <u>その他類する理由がある場合</u>	8	その他	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明（捜索中）、拘禁中、遺棄、調停中（離婚前提）、単身赴任、 <u>別居（住所別）</u>	8	その他	不存在	死亡、離婚、未婚、行方不明（捜索中）、拘禁中、遺棄、調停中（離婚前提）、単身赴任、 <u>別居（住所別）</u>	8
備考	ア 父母（又は養育者）が複数の事由に該当する場合は、それぞれについて点数の高い事由を採			備考	ア 父母（又は養育者）が複数の事由に該当する場合は、それぞれについて点数の高い事由を採						

改正後			改正前				
<p>用する。</p> <p>イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。</p> <p>ウ 養育者の場合、10点を加算する。</p> <p><u>エ 保育を必要とする事由を証明する書類に不足がある場合は、当該父又は母（又は養育者）の基本点数を2点とする。</u></p>			<p>用する。</p> <p>イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。</p> <p>ウ 養育者の場合、10点を加算する。</p>				
(2) 調整点数			(2) 調整点数				
世帯、児童・兄弟姉妹、その他の状況に応じて加減点する。			世帯、児童・兄弟姉妹、その他の状況に応じて加減点する。				
状況	項目	点数	状況	項目	点数		
世帯	① ひとり親世帯	5	世帯	① ひとり親世帯	5		
	② <u>入園希望日の前後1か月の間に、産前産後休暇又は育児休業を終了し、復職する（した）場合（父又は母が求職活動中である場合を除く。）</u>	3		② <u>産前産後休暇又は育児休業終了後の復職</u>	3		
	③ 多子世帯	利用日時点で未就学児3名以上の場合		2	③ 多子世帯	利用日時点で未就学児3名以上の場合	2
		上記で4名以上の場合、1名増えるごとに加算		1		上記で4名以上の場合、1名増えるごとに加算	1
	④ 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	1		④ 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	1		
	⑤ 核家族世帯（祖父母等と世帯分離し同居している場合を除く。）	1		⑤ 核家族世帯（祖父母等と世帯分離し同居している場合を除く。）	1		
⑥ 要介護者や障がい者（当該児童以外）と同居している場合	1	⑥ 要介護者や障がい者（当該児童以外）と同居している場合	1				
児童・兄弟姉妹	⑦ 当該児童が障がい児	1	児童・兄弟姉妹	⑦ 当該児童が障がい児	1		
	⑧ 兄弟姉妹が異なる保育施設等を利用しており、 <u>同一保育施設等</u> へ転園する場合（⑨～⑪と重複加算しない。）	5		⑧ 兄弟姉妹が異なる保育施設等を利用しており、 <u>同一施設等</u> へ転園する場合（⑨～⑪と重複加算しない。）	5		
	⑨ 兄弟姉妹が同時に申込をする場合	5		⑨ 兄弟姉妹が同時に申込をする場合	5		
	⑩ 兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合	いずれか加算		5	⑩ 兄弟姉妹が保育施設等を利用している場合	いずれか加算	5
⑪ 兄弟姉妹が保育施設等を利用しているが、当該児童の利用日時点で父又は母が求職活動（起業準備を含む。）中の場合	3		⑪ 兄弟姉妹が保育施設等を利用しているが、当該児童の利用日時点で父又は母が求職活動（起業準備を含む。）中の場合	3			
その他	⑫ 同居の祖父母（60歳未満）に預けることが可能（当該祖父母が求職活動（起業準備を含む。）中の場合を含む。）	△2	その他	⑫ 同居の祖父母（60歳未満）に預けることが可能（当該祖父母が求職活動（起業準備を含む。）中の場合を含む。）	△2		
	⑬ 他市町村からの委託児童	△3		⑬ 他市町村からの委託児童	△3		
備考			備考				
ア 該当項目を全て加減点する。			ア 該当項目を全て加減点する。				
イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。			イ 同時申込の兄弟姉妹で、点数が異なる場合は、高得点児童の点数を兄弟姉妹全員に採用する。				

改正後	改正前								
<div data-bbox="170 229 1093 268" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ウ 養育者の場合、10点を加算する。</div> <p data-bbox="116 316 215 341">3 略</p>	<div data-bbox="1189 229 2112 268" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ウ 養育者の場合、10点を加算する。</div> <p data-bbox="1137 316 2130 384">3 上記2において合計点数が同一点数で並ぶ場合には、同一点数時の順位により優先順位を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1189 389 2112 549"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1189 389 2112 427">合計点数が同一点数時の順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 427 1301 466">①</td> <td data-bbox="1301 427 2112 466">基準点数が高い順</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 466 1301 504">②</td> <td data-bbox="1301 466 2112 504">利用者負担額算定の基礎となる市町村民税課税額の低い順</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 504 1301 549">③</td> <td data-bbox="1301 504 2112 549">②における市町村民税課税額算定の基礎となる合計所得金額の低い順</td> </tr> </tbody> </table>	合計点数が同一点数時の順位		①	基準点数が高い順	②	利用者負担額算定の基礎となる市町村民税課税額の低い順	③	②における市町村民税課税額算定の基礎となる合計所得金額の低い順
合計点数が同一点数時の順位									
①	基準点数が高い順								
②	利用者負担額算定の基礎となる市町村民税課税額の低い順								
③	②における市町村民税課税額算定の基礎となる合計所得金額の低い順								